

既存の協議会の活用

体制整備の手引きは、国基本計画の記述をまとめ、協議会等合議体について以下のように整理しています。

後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体。
中核機関が事務局機能を担う。

さらに、国基本計画では、協議会に期待される成果として、以下の事項が例示しています。

- 1) 以下のような地域課題の検討・調整・解決
 - ・ チーム（特に親族後見人等）への適切なバックアップ体制を整備すること
 - ・ 困難ケースに対処するため、ケース会議等を適切に開催する体制を整備すること
 - ・ 多職種間での更なる連携強化を進めること
- 2) 成年後見制度を含む地域の権利擁護に関することについての、家庭裁判所との情報交換・調整

国基本計画は、「地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、これらと有機的な連携を図りつつ進める。」としていますので、権利擁護センターの運営委員会など、既存の仕組みを使った整備が進んでいます。

その他既存の会議の活用

- 地域ケア推進会議……………三豊市
- 自立支援協議会等……………志木市
- 高齢者虐待防止ネットワーク連絡会……白浜町
- 生活困窮者自立支援法の協議会……………総社市

協議会は、必ずしも一つの会議体である必要はありません。それぞれのネットワークの機能を拡充したり、複数の会議体を活用したり、打ち合わせ等を行うことによって「期待される成果」を発揮することができます。

さらに、基本計画は「地域において重層的な支援体制を構築していく観点から、上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援等を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討されるべきである。」(p.17)と示しており、都道府県が広域的・専門的支援を行う協議会を置くことも考えられます。